

秋田県立近代美術館公式ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県立近代美術館公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、秋田県教育庁生涯学習課長（以下「課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 秋田県の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 秋田県の正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) そのほか、課長がロゴマークの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 承認期間は、原則として1年以内とする。

4 課長は、ロゴマークの使用を承認するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料については、これを無償とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、課長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別紙ガイドラインに定められた使用規定や禁止事項を守り、正しく使用すること。
- (4) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、加工・編集の一切を行わないこと。
- (5) 原則として、物品等には承認番号を付すること。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク使用承認内容変更申請書(様式第3号)を課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、ロゴマーク使用変更承認書(様式第4号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 課長は、ロゴマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、課長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、ロゴマーク使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。